

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改める。

第二条第一項中「第三十条の三十七第二項本文」を「第三十条の三十二第二項本文」に改め、同条第二項中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改める。

第三条中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。

第六条中「第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第二号中	「住民票コード」		生年月日	
性別		「住民票コード」	個人番号	生年月日
	性別			

様式第三号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第五号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第六号（表）中「第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、

同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

住民基本台帳法 (抄)

(報告及び検査)

第 30 条の 39 都道府県知事は、前条第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

塩 画

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。